

魚津市空家等対策計画

【第2次】

令和3年3月
(令和4年2月改正)
魚津市

目 次

第1章 計画の趣旨

- 1. 計画の背景と目的 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画の対象地域と対象となる空家等 1
- 4. 計画の期間 2
- 5. 用語の定義 2

第2章 空家等の現状と課題

- 1. 空家等の現状 3
- 2. 空家対策に関する課題の整理 6

第3章 基本的な方針

- 1. 基本的な取組方針 8
- 2. 成果指標 9

第4章 空家の具体的な対策

- 1. 予防の促進 10
- 2. 適正な管理の啓発 11
- 3. 利活用の促進 14

第5章 計画の推進体制

- 1. 役割分担 15
- 2. 特定空家等への対応体制 16
- 3. 計画の進捗と評価 16

第 1 章 計画の趣旨

1. 計画の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化、世帯構成の変化に伴い、全国的に空家等が増加傾向にある中で、適正に管理されず周辺へ悪影響を及ぼす空家等が深刻な社会問題になっています。

このような状況に対応するため、国は平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（以下「法」という。）を施行しました。

本市では、この法施行を機に、平成 27 年 9 月に「魚津市空家等対策の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を制定、平成 28 年 3 月には「魚津市空家等対策計画（第 1 次）」を策定し、地域や関係団体と協力して空家対策を講じてきたところです。

今後少子高齢化が進行する中で、管理不全の空家は増加していくものと予想され、更なる総合的かつ計画的な空家対策を推進する必要があることから、「魚津市空家等対策計画（第 2 次）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、法と条例、法第 5 条に基づき定められた「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針』に即して定めたもので、本市の空家対策の基礎となるものです。

また、本市の最上位計画である第 5 次総合計画の将来都市像「ともにつくる未来につなぐ 人と自然が輝くまち 魚津」の実現に向け、関連計画と整合を図るものとします。

3. 計画の対象地域と対象となる空家等

本計画の対象地域は「魚津市内全域」とします。

なお、空家等が多く、地域コミュニティの維持や地域での暮らしに支障が出るような密集市街地などについては、重点的に、適正管理及び利活用の促進に取り組めます。

対象とする空家等の種類は、法第 2 条第 1 項で規定する「空家等」（第 2 項で規定する「特定空家等」を含む。）に加え、本市が所有する空家及び跡地についても積極的に活用し、公共的な利活用として推進を図るため、本計画の対象とします。

第4章 空家の具体的な対策

第3章の3つの柱について、市が取り組む具体的な対策を示します。

3. 利活用の推進

(1) 空家・空地情報バンクの設置

空家等の所有者と、空家等を探している者をマッチングさせるため、魚津市空家バンクを設置しています。

ホームページの改善や不動産業者等との連携強化、全国版空家バンクとの連携などに取り組みます。

また、空家に対する助成制度において、空家情報バンクに登録されていることを条件に加え、登録を促します。

(2) 空家取得への支援

空家の利活用と定住促進のために、転入者や移住者が空家を取得することを支援します。

また、居住誘導区域内は、今後人口が減少しても、人口密度を維持し、地域コミュニティが持続的に確保されるよう、積極的に支援を行います。

(3) 空家の解体への支援

危険老朽空家の解体の支援を行います。

また、居住誘導区域内は、空家取得への支援と同様に、積極的に支援を行います。

(4) 地籍調査の実施

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、所有者の立会いの下、所有者、地番、地目、境界を確認し、現代の正確な測量技術で面積を測定し、その結果を登記簿と公図に反映させます。

調査完了後は、土地の売買する際に、改めて測量調査を行う必要がなくなります。

(5) 本市所有又は管理する建物への対応

本市が所有又は管理する建物及び跡地については、「魚津市公共施設再編方針」に基づき用途転用、解体又は売却を進めます。

その際は、空家対策総合支援事業等の空家対策に資する事業の活用を検討し、民間事業者等との連携や、民間事業者による利活用を含めた地域活性化につながる活用を目指します。